

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

| 変更箇所 | 新 | 旧 |
|---|--|--|
| 店頭外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について 7 項 | <p>7. 当社はお客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の所定の金融機関、その他の業者等との間でカバー取引を行っております。</p> <p>カバー取引先 (省略) <u>株式会社三菱 UFJ 銀行</u> (MUFG Bank, Ltd.) 銀行業/日本金融庁 (省略)</p> | <p>7. 当社はお客さまとの取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の所定の金融機関、その他の業者等との間でカバー取引を行っております。</p> <p>カバー取引先 (省略) <u>株式会社三菱東京 UFJ 銀行</u> (The Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ, Ltd.) 銀行業/日本金融庁 (省略)</p> |
| 店頭外国為替証拠金取引のリスクおよび財産の管理方法等重要事項について 8 項 | <p>8. 当社は、お客さまからお預かりした証拠金については、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口およびみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。なお、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間にかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません、その間も金融庁長官の指定する金融機関（ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、<u>三菱 UFJ 銀行</u>、楽天銀行、ジャパンネット銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行およびイオン銀行）において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。</p> | <p>8. 当社は、お客さまからお預かりした証拠金については、株式会社三井住友銀行の顧客区分管理信託口およびみずほ信託銀行株式会社の顧客区分管理信託口にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。なお、証拠金が信託口座へ入金されるまでの間にかかる信託に基づく信託保全の保全対象とはなりません、その間も金融庁長官の指定する金融機関（ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、<u>三菱東京 UFJ 銀行</u>、楽天銀行、ジャパンネット銀行、住信 SBI ネット銀行、セブン銀行およびイオン銀行）において、証拠金であることがその名義により明らかな預金口座にて、当社の固有財産とは区分して管理しております。</p> |
| 当社の概要について 5 役員の状況 | <p>(記載なし)</p> | <p><u>(省略)</u> <u>監査役 吉井 伸吾</u></p> |